

松戸市市民活動助成金交付制度

【募集要項】



平成 20 年度 助成事業の提案を募集します。

自分たちのまちは、自分たちで暮らしやすくする。

そんなまちづくりに貢献する市民活動を応援します。

【応募期間】 平成 19 年 9 月 10 日(月)~平成 19 年 10 月 10 日(水)まで

市民の皆さんが自主的に取り組んでいる市民活動の現状は、これまでの町会・自治会をはじめとした地域活動から、各種の NPO やボランティア活動へと広がりを見せており、その担い手は団塊の世代の参加などによって、今後、ますます増えていくものと期待されています。

松戸市では、平成 19 年 7 月 1 日に施行した「松戸市協働のまちづくり条例」に基づき、松戸市協働のまちづくり基金及び市民活動助成金交付制度を創設しました。この制度は、市民活動の立ち上げや拡大を支援することにより、地域の課題の解決に取り組む市民活動が活性化していくことを目指します。

ぜひ、まちを明るく元気にする事業をご提案ください。

平成 19 年 9 月 1 日
松戸市 協働推進課
TEL 047-366-7062

1. 制度の趣旨

この助成金は、新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。なお、この助成金は市民との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」（注1）を原資としています。

（注1）松戸市協働のまちづくり基金

この基金は、市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。（裏表紙参照）

2. 対象者の要件

助成金の交付を申請できる方は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体（注2）です。

- （1） 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- （2） 構成員が5人以上であること。
- （3） 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- （4） 適切な会計処理が行われていること。

（注2）市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3. 対象事業（実施期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日）

申請できる事業は、団体が行う公益性の高い市民活動のうち、次のいずれにも該当する事業とします。又、1団体1事業の申請ができます。

- （1） 団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大若しくは発展させる事業であること。
- （2） 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- （3） 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- （4） 本助成金を過去に2回以上受けた事業でないこと。

※ なお、本市の他制度で財政的支援を受ける事業は対象となりません。

4. 助成金の交付

市民活動助成金の総額は、「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金の額に応じて100～300万円の範囲でスライドします。

つまり、寄附金が多ければ助成できる事業が増える仕組みとなっています。

助成金交付の対象要件については、次の通りとなります。

(1) 対象経費

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

【対象となる経費】	
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金など
印刷製本費	パンフレット・ポスター・報告書等の印刷製本費など
消耗品費	会議資料・チラシ・ポスターなどの用紙、材料代など
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信費	募集案内や活動資料等を送付するための切手代や宅配便料など
保険料	事業実施のためにかかる行事保険料など
※ その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの (個別に経費の内容を審査します。)	

【対象とならない経費】
会議や打ち上げなどの飲食費
スタッフや参加者の交通費
団体の維持や運営に関する経費
領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費
その他、事業に直接関わらない経費

(2) 助成金の限度額

- ① 対象となる経費の90%以内であること。
- ② 1事業あたり10万円以内であること。

5. 申請方法（申請書の作成）

申請方法については、次の通りとなります。

（1）申請書の提出

- ① 松戸市市民活動助成金交付申請書（要綱第1号様式）
（添付書類）団体概要調書・事業計画書・事業の予算計画書

平成19年9月10日（月）から10月10日（水）までに、協働推進課まで直接持参し、提出してください。（提出部数は1部）

- ・ 様式は、協働推進課、まつど市民活動サポートセンターで配布しています。また、松戸市公式ホームページからもダウンロードできます。
ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>
暮らしの情報：協働のまちづくり（市民活動・NPO）

（2）提出先・問い合わせ先

松戸市 市民環境本部 市民担当部 協働推進課
〒271-8588 松戸市根本387-5（松戸市役所本館3階）
電話 047-366-7062 FAX 047-366-2447
E mail mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

申請書の作成

- ※ 申請書の作成にあたりまして、協働推進課及びまつど市民活動サポートセンターに相談デスクを設置しております。ご不明な点については、お気軽にご相談ください。

まつど市民活動サポートセンター
〒271-0094 松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内
電話 047-365-5522

6. 書類審査

申請のあった事業について、応募要件や事業内容などの適格性を書類審査します。

- ※ 審査は、市民、学識経験者等で構成される「松戸市協働のまちづくり協議会」が行います。

7. 本審査（公開プレゼンテーション&審査会）

公開プレゼンテーション

申請された事業内容については、申請者に公開でのプレゼンテーション（事業説明・質疑応答等）を行っていただき、「松戸市協働のまちづくり協議会」が審査基準（注3）に基づき、点数評価による審査を行います。

なお、申請書の概要についてはホームページ等で公表します。

日程 平成19年10月27日（土） 応募多数の場合、予備日28日（日）

場所 まつど市民活動サポートセンター2階 大会議室を予定しています。

※ なお、詳細は別途お知らせします。

注3 審査基準

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ・先見性・独創性 | 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。 |
| ・活動の有効性 | 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。 |
| ・助成の必要性 | 助成する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。 |
| ・助成の適格性 | 協働の基本理念に則り、団体の自立性の確保等が担保されるか。 |
| ・活動の将来性 | 助成終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。 |
| ・手段の効率性 | 事業費の見積り及び助成金額が適切か。 |
| ・実現可能性 | 自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。 |

審査会

採択候補の決定につきましては、審査機関である「松戸市協働のまちづくり協議会」が公開プレゼンテーションによる審査終了後、後日、改めて審査会を開催し、審査結果を取りまとめて市長に答申します。

【審査結果】

（1）助成金事業の可否と点数による採択優先順位

（2）助成金額の査定

※ なお、審査会は傍聴することができます。開催日時については、別途お知らせします。

8. 採択候補の決定

市長は、審査機関である「松戸市協働のまちづくり協議会」からの答申を受け、その内容を基に事業を採択します。

候補の決定方法

採択候補の選考は、予算の範囲内で決定します。協議会の審査結果における点数評価を基に、点数の高い順から選考し、事業の助成金額の合計が当該年度予算に満つるまで選考していきます。平成20年度の予算は、19年12月末までの「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金の額に応じて決定するものとし、100～300万円の範囲でスライドします。審査結果については、平成20年1月ごろ文書にて通知をします。

9. 予算措置

市長は、採択候補とした事業の助成金について、予算化などの必要な措置を行います。

平成20年度予算については、市議会の承認を経て成立します。予算成立後、その予算の範囲内において助成金の交付を決定し、文書にて通知します。

10. 助成金の請求（概算払）→ 事業の実施

新年度より事業を実施します。なお、助成金は概算払での請求ができます。

11. 事業完了後、実績報告書（収支決算書等）の提出

事業完了後、30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、事業の実績報告書を提出していただきます。なお、関係書類として、活動状況報告書、収支決算書及び事業経費の証拠書類（領収書等）を添付していただきます。

又、報告書の概要については、ホームページ等で公表します。

12. 助成金の確定及び助成金の精算

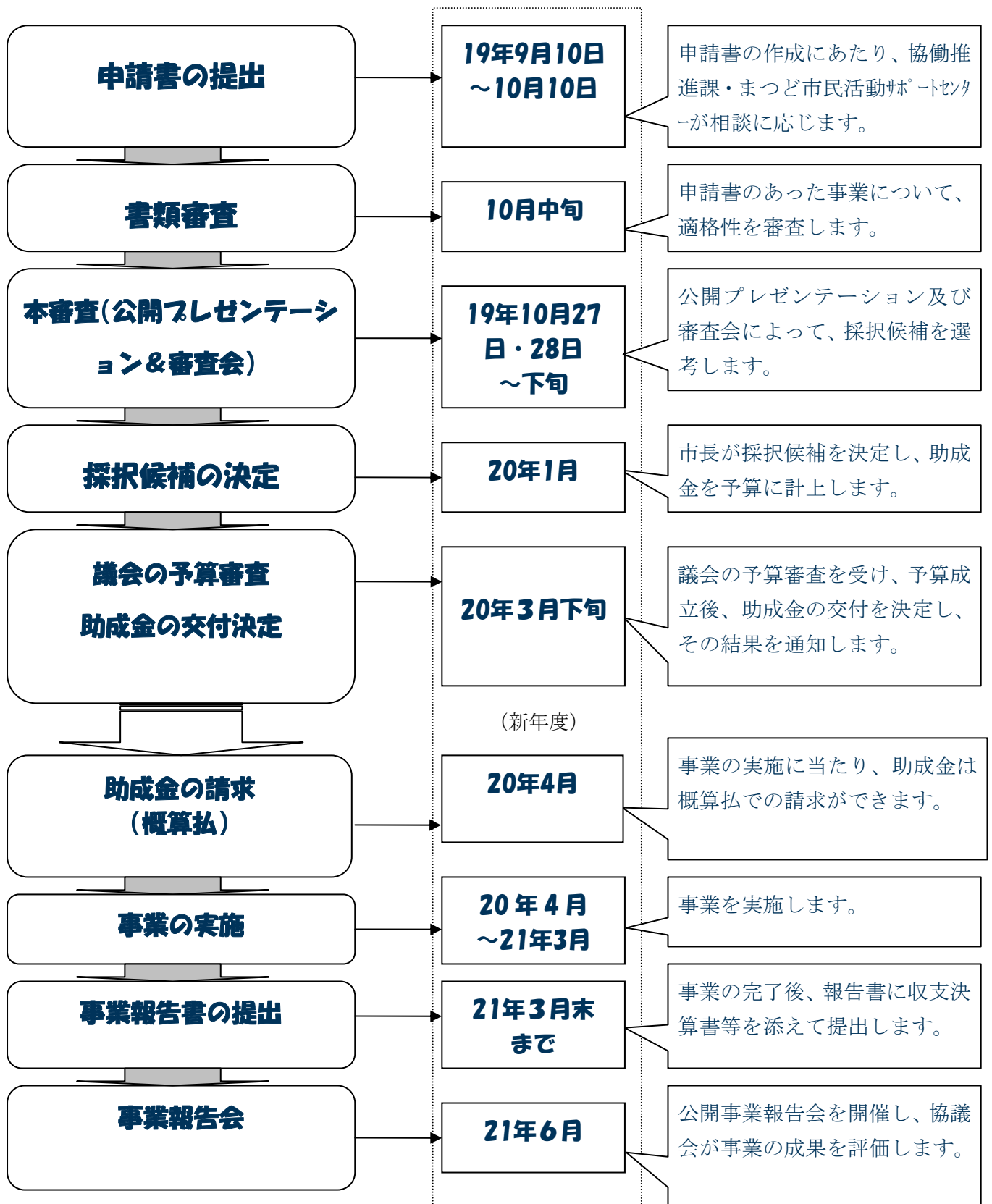
活動状況報告書、収支決算書及び領収書等の証拠書類に基づいて事業の成果やその内容を審査し、助成金の額を確定します。助成金の確定通知は、文書にて通知します。

なお、審査の結果、精算残金があるときは、速やかに返還していただきます。

13. 事業報告会

事業の成果については、公開事業報告会を開催し、その評価を協議会が行います。報告会は、平成21年6月を予定しています。

14. 事業の流れ・スケジュール



記入例

第1号様式（第6条関係）

松戸市市民活動助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）

松戸市長

住所（所在地）

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

度松戸市市民活動助成金の交付を受けたいので、松戸市市民活動助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ○○○○事業
- 2 事業費総額 ○○○, ○○○ 円
- 3 交付申請額 ○○○, ○○○ 円
- 4 添付書類
 - (1) 団体概要調書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 事業の予算計画書

(第6条関係)

団体概要調書

団体名		
代表者名		
事務所(連絡先)	〒	
	電話	Fax
	E-mail	
設立年月日	年 月 日	
規約・会則	※ 別紙添付	
構成員数	人 ※ 別紙添付	
団体の目的		
活動の実績	※活動の実績がわかる機関紙等の資料を添付してください。	
予算決算規模	今年度予算額	円
	前年度決算額	円
	※別紙添付	

- ※ 団体の規約・会則を添付してください。
- ※ 役員名簿・構成員名簿を添付してください。
- ※ 今年度予算書、前年度決算書を添付してください。

事業計画書

1. 事業の目的と効果 課題の現状	この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決し、社会的効果を目指すのか記載してください。特に、この事業で取り組む課題の現状について具体的に記載してください。
2. 申請理由	団体がこの事業を実施しようとする理由、助成金を必要とする理由について記載してください。
3. 事業の内容、 実施方法、 スケジュール	この事業は、具体的に「誰が」「誰と」「どこで」「誰に」「何を」「どれだけ」行うのか、又、実施にあたっての必要な条件や体制などについて、実施スケジュールと共に記載し、どういう事業をどのように行うのかが分かるようにしてください。
4. 事業の成果と 将来展望	事業で得られる成果とそれを活用して、将来どのように事業展開していきたいのか、助成金がなくなった後のことを具体的に記載してください。

(第6条関係)

事業の予算計画書

【収入】

申請者	(自己資金) 〇〇会費	金額	積算内訳
			20,000円
	自己資金合計(a)	20,000円	
市	助成金申請額(b)	100,000円	
	収入合計(c)(a+b)	120,000円	

【助成金申請額(b)チェック項目】

1. 対象となる経費(d)欄の90%以内
2. 1事業あたり10万円以内

【支出】

交付対象経費	項目	金額	積算内訳
		〇〇講演会謝礼金	100,000円
	広報チラシの印刷	10,000円	1,000部×10円
	会場使用料	5,000円	
	対象となる経費合計額(d)	115,000円	
その他	スタッフ飲食費用	5,000円	
		円	
	その他経費合計額(e)	5,000円	
	事業費(f)(d+e)	120,000円	

※ 対象となる経費、対象とならない経費については、募集要項を参考にして下さい。

市民活動助成金は、松戸市協働のまちづくり基金から支出します。

松戸市

協働のまちづくり基金

あなたの寄附が
まちを明るく元気にする
市民活動の助成金になります。

寄附募集

松戸市



助成対象となる市民活動は、9月から募集し、公開審査を経て採択候補を決定します。この助成金は、皆さんからの寄附に応じて総額100～300万円の範囲でスライドします。寄附がたくさん集まるほど、多くの市民活動に助成することができます。

皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

問合せ

松戸市 市民担当部 協働推進課

松戸市役所本館3階 電話366-7062

ぜひ、
応援して
ください

